

議案第 10 号

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長等に委任する事務を定める規程及び名張市教育委員会実験学校指定規程の一部を改正する規程の制定について

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長等に委任する事務を定める規程（昭和29年教育委員会規程第1号）及び名張市教育委員会実験学校指定規程（昭和30年教育委員会規程第5号）の一部を改正する規程を別紙のとおり制定する。

令和 5年 3月 2日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長等に委任する事務を定める規程及び名張市教育委員会実験学校指定規程の一部を改正する規程の制定について

1. 改正理由

名張市立幼稚園条例の廃止に伴い、用語を整理するため所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長等に委任する事務を定める規程及び名張市教育委員会実験学校指定規程について、名張市立幼稚園に係る用語を整理する。

3. 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長等に委任する事務を定める規程及び名張市教育委員会実験学校指定規程の一部を改正する規程
(教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長等に委任する事務を定める規程の一部改正)

第1条 教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長等に委任する事務を定める規程(昭和29年教育委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「学校及び幼稚園の長」を「学校長」に改め、同条第5号中「長」を「学校長」に改める。

第4条中「学校にあっては、」を削り、同条第1号中「前二条」を「前2条」に改める。

(名張市教育委員会実験学校指定規程の一部改正)

第2条 名張市教育委員会実験学校指定規程(昭和30年教育委員会規程第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小学校、中学校及び幼稚園を選定して(以下これを「実験学校」という。)これに」を「小学校又は中学校から指定された学校(以下「実験学校」という。)に」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長等に委任する事務を定める規程及び名張市教育委員会実験学校指定規程の一部を改正する教育委員会規程新旧対照表

教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長等に委任する事務を定める規程（第1条関係）

改正案	現行
<p>(委任事務)</p> <p>第2条 <u>学校長</u>に対し、別に定めがあるもののほか、次の事務を委任する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 原簿による諸証明、謄抄本の交付及び閲覧。 ただし、<u>学校長</u>が異例と認めるものを除く。</p> <p>第4条 教頭に次の事務を委任する。</p> <p>(1) 校長不在のときに限り<u>前2条</u>に規定する事務の代決をすること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(委任事務)</p> <p>第2条 <u>学校及び幼稚園の長</u>に対し、別に定めがあるもののほか、次の事務を委任する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 原簿による諸証明、謄抄本の交付及び閲覧。 ただし、<u>長</u>が異例と認めるものを除く。</p> <p>第4条 <u>学校にあつては</u>、教頭に次の事務を委任する。</p> <p>(1) 校長不在のときに限り<u>前二条</u>に規定する事務の代決をすること。</p> <p>(2) (略)</p>

名張市教育委員会実験学校指定規程（第2条関係）

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 本市学校教育振興上必要な教育問題を<u>実</u>際的に研究せしめるため<u>小学校又は中学校から</u>指定された学校（以下「実験学校」という。）に研究費を支給する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本市学校教育振興上必要な教育問題を<u>実</u>際的に研究せしめるため<u>小学校、中学校及び幼稚園</u>を選定して（以下これを「実験学校」という。）<u>これに</u>研究費を支給する。</p>

幼稚園条例廃止に伴う規則等廃止・改正一覧

○規則

番号	区分	名称	備考
1	廃止	名張市立幼稚園規則	教育総務室
2	改正	名張市教育委員会職員及び職設置規則	教育総務室
3	改正	名張市教育委員会事務局組織及び処務規則	教育総務室
4	改正	名張市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則	教育総務室
5	改正	名張市教育委員会公印規則	教育総務室
6	改正	名張市学校の管理に関する規則	学校教育室
7	改正	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則	教育総務室

○規程

番号	区分	名称	備考
1	改正	教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長等に委任する事務を定める規程	教育総務室
2	改正	名張市教育委員会実験学校指定規程	学校教育室

○要綱

番号	区分	名称	備考
1	改正【所管対応】	名張市子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱	図書館

※市長部局における規則等改正一覧

○規則

番号	区分	名称	備考
1	改正	学校医等の報酬に関する規則	人事研修室
2	改正	職員の給与の支給に関する規則	人事研修室
3	改正	職員の給与の支給に関する規則の特例に関する規則	人事研修室
4	改正	名張市会計規則	出納室
5	改正	名張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則	保育幼稚園室
6	改正【所管対応】	名張市事務分掌規則	行政改革推進室
7	改正【所管対応】	管理職員等の範囲を定める規則	公平委員会事務局

○規程

番号	区分	名称	備考
1	改正	名張市職員安全衛生管理規程	人事研修室

○要綱（市長部局）

番号	区分	名称	備考
1	改正	名張市施設型給付費等交付要綱	保育幼稚園室
2	改正	名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会設置要綱	子ども家庭室
3	改正【所管対応】	名張市個別乳幼児特別支援事業運営委員会設置要綱	子ども発達支援センター